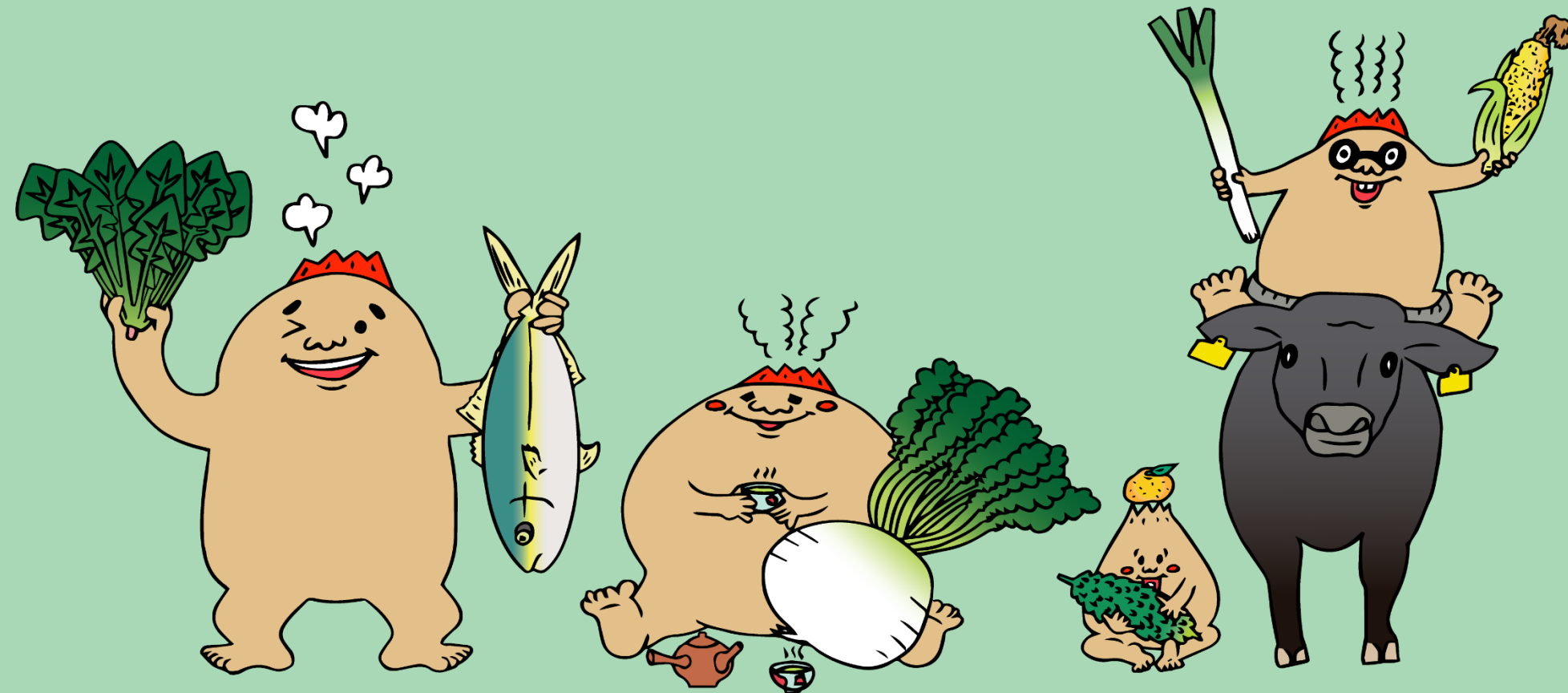


令和8年度 障害者福祉サービス事業者等集団指導

個別資料 入所・通所系サービス



指導監査課



- 1、食材料費について（共同生活援助）
- 2、地域連携推進会議について（共同生活援助）

1、食材料費について

(共同生活援助)

1、食材料費について

令和 5 年
県外のグループホームにおいて
2 億円をこえる食材料費の過大徴収が発覚しました

1、食材料費について

指導監査課では、運営指導において

厚労省の通知を受け

利用者から徴収した食材料費が適切に支出されているかの
確認・指導を強化しています

1、食材料費について

第210条の4 利用者負担額の受領
(基準省令及び解釈通知)

1、食材料費について

第210条の4 解釈通知

(3) 利用者負担額の受領等 (基準第210条の4)

③食材料費の取扱い

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に当該残額を返還することや、当該事業所の利用者に対する今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要がある。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要がある。

1、食材料費について

令和5年10月

厚労省から通知（都道府県・市町村にむけて）

「グループホームにおける食材料費の取扱い等について」

1、食材料費について

内容（一部抜粋）

事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の項目に流用することや事業者の収益とすることについては、国の定める指定基準に違反するもの

1、食材料費について

内容（一部抜粋）

グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については、
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第7号に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち、「経済的虐待」（同項第5号）にも該当する可能性がありますので、
こうした障害者虐待が疑われる場合には事実確認の徹底をお願いします。

1、食材料費について

食材料費についての帳簿をつけ
レシートや領収書を保管しておくこと

月ごとの集計をして
食材料費の使用状況を把握しておくこと

1、食材料費について

食材料費の多額の累積が生じている場合には

精算して利用者に返還

もしくは

今後の食材費として適切に支出

等の対応をおねがいします

2、地域連携推進会議について

(共同生活援助)

2、地域連携推進会議について

《地域との連携等【新設】》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ③ 地域連携推進会議の報告、要望、助言等について記録を作成し、これを公表する。

※外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長（都道府県知事）が定めるものを講じている場合には、適用しない。

※日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

2、地域連携推進会議について

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2、地域連携推進会議について

- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。

2、地域連携推進会議について

- ③ 地域連携推進会議の報告、要望、助言等について
記録を作成し、これを公表する。

2、地域連携推進会議について

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

○障害者部会報告書において、

- ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
- ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。

との指摘があったことをふまえたもの

以上の項目について再度のご確認をお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました 🍳